

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3212号)

令和7年5月27日

横情審答申第3212号  
令和7年5月27日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問  
について（答申）

令和5年6月21日市市情第561号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「1. 令和2年3月26日「実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理」  
令和2年7月16日（第259回第三部会）諮問の報告 令和2年8月25日（第  
340回第一部会）諮問の報告 令和2年8月26日（第382回第二部会）諮問  
の報告 令和2年4月24日審査請求人から意見書を受理。令和2年4月27  
日審査請求人から意見書（追加）を受理 令和5年3月2日付横情審答申  
第2979号（第四部会）委員松村雅生、委員金井恵里可、委員齊藤宙也の各  
委員による令和4年10月6日（第12回第四部会）審議。同令和4年11月7  
日（第13回第四部会）審議。同令和4年12月1日（第14回第四部会）審議。  
同令和5年1月12日（第15回第四部会）審議。と前例答申と相違している  
相違に対する論拠論証」ほかの不開示決定に対する審査請求についての諮  
問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、別表に示す行政文書の存否を明らかにしないで不開示とした決定は妥当ではなく、対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、不開示等の決定をすべきである。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年5月16日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第9条に該当するためその存否を明らかにしないで不開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

条例第9条に基づく存否応答拒否の適用に当たっては、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること及び②①で公になる事実不開示事由に該当する事実が含まれていることの二つの要件を備えていることが必要であると解されている。

## (1) 上記①の要件の該当性

本件開示請求は、横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「本件審査会」という。）における審議資料の開示を求めているものである。

本件審査会での事案の審議は、条例第31条第2号の規定により非公開で行われているところ、審査請求人に対し、開示決定又は不開示事由該当を理由とした不開示決定若しくは一部開示決定を行えば、本件審査会の会議で、特定の事案の特定の事項について審議（以下「本件審議」という。）があったという事実を公にすることになる。また、不存在による不開示決定を行えば、本件審議がなかったという事実を公にすることになる。

したがって、本件開示請求文書について存否を答えることによって、限定された特定の事案の特定の事項の一定の事実の有無が公になるといえるため、上記①の要件に該当する。

(2) 上記②の要件の該当性

本件審査会の答申は、中立的な第三者機関として、条例の定める要件に従い、行政上の不服申立手続における最終の行政的判断としてのあるべき判断を示すものである。答申における判断は公正かつ客観的であることが要請され、公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせるようなことがあってはならない。

本件審査会の審議内容である審議資料を開示すると、本件審査会の審議内容がある程度把握できることとなるが、それだけでは議論の変遷等の詳細は明らかにならず、かえって、答申の公正さ、客観性に無用な疑いを抱くような受け止め方をすることがあり得ると考えられる。

また、本件審査会の調査審議手続は不服申立手続の一環をなすものであって、政策提言等を主目的とする審議会等とはおのずとその性質を異にしており、一般に、審議資料を開示すると、答申の公正さ、客観性について一面的な非難等が生じるおそれがないとは言えない。

このため、審議資料を開示すると、本件審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあると考えられる。

以上のことから、審議資料を開示すると、答申の公正さや客観性に無用の疑いを抱く受け止め方をされるおそれ及び本件審査会の審議において自由かつ率直な討議が行われにくくなるおそれがあり、本件審査会の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第2項第5号柱書の不開示事由に該当し、上記②の要件に該当する。

(3) 以上のことから、本件開示請求は条例第9条に該当し、不開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 開示請求内容に対する開示を求める。
- (2) 不開示情報のどの部分に、どの根拠規定が適用されているのか。また、なぜその規定が該当するのか。決定通知書の記載のみから理解できる決定でなければ開示請求権の濫用と評価することはできないにもかかわらず、不開示決定を行ったことに

対し、開示を求め審査請求を提起する。

## 5 審査会の判断

### (1) 存否応答拒否について

ア 条例第9条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

イ 存否応答拒否は、開示請求に対して当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、不開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものであるから、これを行うには実施機関が上記3で主張する2つの要件を備えていることが必要であると解される。

### (2) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分は、実施機関が、条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで不開示決定をしたものなので、本件処分が存否応答拒否の2つの要件を備えているかについて以下検討する。

イ 条例第7条第2項第5号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

### ウ 存否応答拒否の要件該当性

開示請求書の記載からすれば、審査請求人は、本件審査会の答申第2979号と他の答申との相違の論拠となる行政文書の開示を請求しているので、その開示若しくは不開示又は不存在を答えることによって、本件審議の有無という事実が公になる。

したがって、存否応答拒否の要件①に該当する。

しかし、本件においては、答申第2979号と別件の答申との内容が異なっていることは公表されている答申からも明らかな事項であり、相違点の審議の有無について公にすることの支障性は認められない。

したがって、条例第7条第2項第5号柱書に定める不開示事由に該当するとはいえ、存否応答拒否の要件②に該当しないため上記存否応答拒否の要件を備えていない。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を条例第9条に該当するとして、その存否を明らかにしないで不開示とした決定は妥当ではなく、対象文書の存否を明らかにして、改めて開示、不開示等の決定をすべきである。

(第五部会) 委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表

行政文書
1. 令和2年3月26日「実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理」令和2年7月16日（第259回第三部会）諮問の報告 令和2年8月25日（第340回第一部会）諮問の報告 令和2年8月26日（第382回第二部会）諮問の報告 令和2年4月24日審査請求人から意見書を受理。令和2年4月27日審査請求人から意見書（追加）を受理 令和5年3月2日付横情審答申第2979号（第四部会）委員松村雅生、委員金井恵里可、委員齊藤宙也の各委員による令和4年10月6日（第12回第四部会）審議。同令和4年11月7日（第13回第四部会）審議。同令和4年12月1日（第14回第四部会）審議。同令和5年1月12日（第15回第四部会）審議。と前例答申と相違している相違に対する論拠論証の開示を求める。
2. 令和5年4月11日に令和5年3月2日付横審情答申第2979号（第四部会）委員松村雅生、委員金井恵里可、委員齊藤宙也の各委員による令和4年10月6日（第12回第四部会）審議。同令和4年11月7日（第13回第四部会）審議。同令和4年12月1日（第14回第四部会）審議。同令和5年1月12日（第15回第四部会）審議。と実施機関貴所M職員から、審査会の判断と同様です。と第二部会の審議と違った審査会答申を手交されたが、違いについて論拠論証の開示を求める。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 7 月 1 3 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 3 月 2 5 日 ( 第 9 回 第 五 部 会 )	・審議
令 和 7 年 4 月 2 2 日 ( 第 1 0 回 第 五 部 会 )	・審議